平成２３年（フ）第２６６７号
名古屋市守山区小幡中３丁目16番19号
債務者　森下　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１号
長崎県島原市山寺町丙355番地３、住民票上の住所長崎県島原市中町808番地
債務者　杉本智登子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
長崎県島原市中原町乙1846番地４、住民票上の住所長崎県島原市中町808番地
債務者　杉本　龍英
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第２６２５号
愛知県大府市北崎町井田30番地の７
債務者　愛甲　裕子（旧姓定塚・鶴巻）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６２６号
名古屋市緑区鳴子町５丁目74番地
債務者　伊藤　五月
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５８号
盛岡市加賀野字才ノ神10番地１
債務者　杉本　直隆
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６４３号
熊本県上天草市大矢野町上3918番地
債務者　有江　英夫
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６５３号
熊本市富合町平原172番地１
債務者　井上　澄廣
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６５４号
熊本市富合町平原172番地１
債務者　井上　京子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６６５号
熊本市東町４丁目13番３―105号
債務者　宮嶋　尚美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６８２号
熊本市城南町阿高767番地６
債務者　池田　由美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６９５号
熊本市島崎７丁目10番42号
債務者　村田　徳幸
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２６６３号
愛知県半田市宮本町３丁目211番地の10　エル宮本101号
債務者　杉山　仁美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５４０号
名古屋市熱田区六野２丁目６番30―105号
神宮東パークハイツ
債務者　佐藤　一彦
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１５４号
札幌市白石区東札幌３条３丁目４番１―201号
債務者　伊藤　祐也
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１５５号
札幌市白石区東札幌３条３丁目４番１―201号
債務者　伊藤菜穂美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４７１号
札幌市東区北34条東10丁目２番28号　山王マンションＢ６号
債務者　三谷　由維
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５３９号
札幌市白石区菊水上町２条３丁目52番地
パークサイドメゾン102号
債務者　小笠原　雅
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部